

補正情報

2024年5月9日

宅建業法の改正に伴い、以下の教材について下記の補正が必要となりました。お手数ですが、下記の通り修正してください。

記

宅建基本テキスト 宅建業法 P110

⑮ 赤枠下の一つ目の矢印の記述にマーカー部分を**加筆**

修正後

➡ 説明の対象となる建物状況調査は、**調査を実施してから1年以内のもの（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅は2年以内のもの）**に限られる。

肢別過去問 宅建業法 P118

問49の問題文にマーカー部分を**加筆**

修正後

49 問48の場合において、CがDとの間で媒介契約を締結する2年前に、甲住宅（**木造**）は既に建物状況調査を受けていた。この場合において、A及びCは、本件契約が成立するまでの間に、Dに対し、建物状況調査を実施している旨及びその結果の概要について説明しなければならない。（18-27③**改題**）

肢別過去問 宅建業法 P119

問49の解説にマーカー部分を**加筆**

修正後

49 × 取引される物件が既存建物の場合において、建物状況調査を実施しているときは、その旨と結果の概要の説明が必要となる。もっとも、**説明の対象となるのは、調査を実施してから1年以内（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅は2年以内）の建物状況調査に限られる。**したがって、**木造である甲住宅の場合、2年前に受けた建物状況調査についての説明をする必要はない。**

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之